
投票区・投票所の見直し計画について

令和 8 年 7 月 板倉町選挙管理委員会

1 目的

板倉町選挙管理委員会（以下「町選管」という。）では、選挙の適正な執行及び投票率の向上と併せて選挙当日の投票立会人等の負担軽減について検討してきました。投票環境の整備と選挙人の利便性の向上を図り、また選挙事務従事者となる町職員数の減少や事務経費の削減などに対応させるため、必要に応じた見直しを計画するものです。

2 町選挙管理委員会での協議

邑楽郡内において、平成31年3月から大泉町が、令和元年7月から明和町が、令和4年7月から邑楽町が先行して投票区を再編し共通投票所を導入していたことから、町選管においても令和5年度から投票区・投票所の見直しの検討を始めました。

これにより、期日前投票制度が浸透している現状を踏まえ、投票所の立会人等の負担軽減等を図るとして、令和6年10月以降の選挙で投票立会人等の交替制の導入や投票時間の1時間短縮を行いました。

令和7年9月開催の町選管では、投票所の設置根拠や本町の投票所や投票の状況、県内の共通投票所の開設状況を確認しました。

令和7年12月開催の町選管では、投票区の見直しの考え方や投票区（投票所）の変更案等について検討しました。委員からは、共通投票所の導入によりどの投票所でも投票が可能となり利便性が向上する一方、投票所が集約されることで投票所が遠くなり、投票当日の移動が不便になることから、期日前投票所の拡充や移動支援を検討することと併せて、投票区の考え方などについて町民の意見を聞き議論を深めることとしました。

3 投票所の設置根拠

投票所の設置は、公職選挙法第17条第2項に、「市町村の選挙管理委員会は、必要があると認めるときは、市町村の区域を分けて数投票区を設けることができる。」また、同法第39条に、「投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。」と規定があり、投票所の設置については市町村の選挙管理委員会で決定することとされています。

○公職選挙法抜粋

（投票区）

第17条 投票区は、市町村の区域による。

2 市町村の選挙管理委員会は、必要があると認めるときは、市町村の区域を分けて数投票区を設けることができる。

（投票所）

第39条 投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

4 本町の状況

本町においては、板倉町公職選挙法執行規程第3条により11投票区を設け、執行選挙毎に町選管において11投票所とする旨を決定し設置しています。

○板倉町公職選挙法執行規程抜粋

(投票区)

第3条 法第17条第2項の規定により、町の区域を分けて別表のとおり投票区を設ける。

投票区名	区 域
第1投票区	大字除川、西岡、西岡新田
第2投票区	大字大曲、大荷場、細谷、離
第3投票区	大字海老瀬の一部（東武線の東）、朝日野の一部（東武線の東）
第4投票区	大字海老瀬の一部（東武線の西）、朝日野の一部（東武線の西）、泉野
第5投票区	大字下五箇、大高島の一部（丸谷）
第6投票区	大字大高嶋の一部（高鳥、宇奈根、島、大久保）
第7投票区	大字飯野
第8投票区	大字板倉の一部（中三、川入、宿、稲荷木）
第9投票区	大字板倉の一部（大同、雲間、石塚）
第10投票区	大字岩田
第11投票区	大字粕谷、内蔵新田

(1) 投票所の設置状況

投票区毎に投票所を1箇所設置しています。公共施設では施設内に入るためのスロープや車イスの常設されバリアフリー対応が可能であるが、ほとんどの集会所では靴を脱いで施設内に入らなければならない、バリアフリー対応が困難な状況にあります。

靴を脱いで投票所内に入る場合、靴の脱着の際転倒するおそれもあり、高齢の選挙人や子ども連れの選挙人等への配慮が必要となっています。

海老瀬東公民館及び飯野地蔵院住民センターは仮設のスロープを設置し、海老瀬東公民館及び板倉町児童館は靴を履いたまま投票できるように室内等にシートを貼るため、投票所の開設準備に要する時間が多くかかり、課題となっています。

投票所	施設名	施設の種類・バリアフリー対応状況
第1投票所	北部公民館	公共施設・スロープ（固定）・車イス可
第2投票所	細谷事務所	集会所・バリアフリー対応なし
第3投票所	海老瀬東公民館	集会所・スロープ（仮設）
第4投票所	東部公民館	公共施設・スロープ（固定）・車イス可
第5投票所	五箇・中妻住民センター	集会所・靴を脱ぐ・バリアフリー対応なし
第6投票所	南部公民館	公共施設・スロープ（固定）・車イス可
第7投票所	飯野地蔵院住民センター	集会所・スロープ（仮設）・靴を脱ぐ
第8投票所	板倉町児童館	公共施設・バリアフリー対応なし・新たな施設建設のため令和10年以降廃止予定 ※R8衆院選 マットを敷き靴を履いたまま投票可能とした。

第9投票所	中央公民館	公共施設・スロープ（固定）・車イス可 エレベーター設置
第10投票所	原宿区民会館	集会所・靴を脱ぐ・バリアフリー対応なし
第11投票所	初谷上公民館	集会所・靴を脱ぐ・バリアフリー対応なし

（２）期日前投票・不在者投票者数

表のとおり、投票総数における期日前・不在者投票の比率は年々増加しており、令和7年7月執行の参院選では投票総数の36.55%、令和8年2月執行の衆院選では投票総数の46.12%の選挙人が期日前・不在者投票を利用しており、投票区（投票所）に関わらず投票が可能な期日前投票所の利用が多く、期日前投票制度が浸透していることが分かります。

	R5.4 群馬県議 選挙	R5.4 板倉町議 選挙	R5.7 群馬県 知事選挙	R6.10 衆議院 総選挙	R7.7 参議院 通常選挙	R8.2 衆議院 総選挙
期日前投票日数	8日	4日	16日	11日	16日	11日
当日有権者数 A	11,641人	11,633人	11,623人	11,418人	11,272人	11,191人
当日投票者数 B	4,315人	4,873人	2,998人	4,632人	4,276人	3,589人
期日前投票者数 不在者投票者数C	1,470人	1,621人	1,169人	2,084人	2,465人	3,072人
投票総数※ B+C=D	5,785人	6,494人	4,167人	6,716人	6,741人	6,661人
投票率 ※ $D/A \times 100 = E$	49.70%	55.82%	35.85%	58.82%	59.80%	59.52%
投票総数における 期日前・不在者投 票の比率 $C/D \times 100 = G$	25.41%	24.96%	28.05%	31.03%	36.57%	46.12%

※国政選挙は国内投票

（３）投票所別投票率

選挙期日当日の投票所における投票者及び投票率は、減少傾向にあることが分かります。また、令和8年2月執行の衆院選においては、第5、第7、第9、第10投票所においては、期日前投票者数が当日投票者数を上回る状況にあります。

5 県内市町村の共通投票所開設の状況（R7.7月時点 参議院議員通常選挙）

期日前投票制度の浸透や人口減少などにより、県内では令和5年7月県知事選挙では882か所設置していた投票所が、令和7年7月執行の参院選では861箇所と21箇所減少しており、投票区統合の自治体が増加していることが分かります。

その中で共通投票所を開設しているのは18箇所あり、明和町、大泉町、邑楽町、高山村では投票区の再編と併せて、投票所の全てを共通投票所として設けています。

6 投票区（投票所）の考え方

以上のことから、投票区の見直し（集約）は、以下の考えに基づき進めていきます。

①各投票区は、旧小学校区に合わせて設置し、行政区を考慮し見直します。

また、投票区における選挙人名簿登録者数に偏りが生じないように、西地区に2箇所の投票所を設け、町全体で5投票区とします。

②集約した投票区に設置する投票所は、全てを共通投票所にします。町内どこの投票区の選挙人でも投票をすることができる共通投票所にすることで、選挙人の利便性向上を図ります。

③投票所は、感染症等の対策や複数選挙の同時選挙への対応を考慮し、十分な面積が確保でき、投票所としての設備（バリアフリーであること、駐車場が広い、空調設備が整備されている等）が整っていて、選挙人の利便性が向上する公共施設とします。

④投票区の見直しや集約により、自宅から投票所までの距離が遠くなり、個人では移動が負担になる選挙人に対して、旧投票所と新たな投票所の間の移動支援を行い、投票率が低下しないように配慮します。

7 投票立会人・投票事務従事者

投票立会人は各行政区へ選出を依頼し、各投票所3名から6名、衆院選では合計48名を選任しています。投票時間が12時間に及ぶため、投票立会人の負担となっています。

また、各投票所の投票事務従事者は職員へ依頼していますが、時期によっては町の他の事業と重複し、期日前投票事務の従事を行いながら通常業務を行うこととなり、長期間にわたり全庁的な対応となるため、職員の負担となっています。

投票区や投票所の見直しにより、投票立会人は約半数になり、投票全体に関わる人数が減少することで、投票立会人や投票事務従事者の負担軽減や人件費の削減を図ることができます。

8 利便性や投票率の向上を図るための取組

共通投票所を導入した場合、どの投票所でも投票が可能となり利便性が向上する一方、投票所が集約されることで投票所が遠くなり、投票当日の移動が不便になることから、移動支援等を検討します。

また、期日前投票所の増設などを行い、期日前投票の拡充を図ります。

9 計画実施に係る経費

投票区・投票所の見直しにより、投票区を集約し、集約後の投票所に共通投票所を導入する経費として、ネットワーク構築やシステム導入経費等約2,000千円を見込んでいます。

また、投票所を集約することにより、ポスター掲示場の設置数や投票所人件費等が減り、選挙1回の執行につき投票所に係る経費約1,300千円の削減を見込んでいます。一方、これとは逆に新たな経費として、移動支援バスの運行に係る経費や期日前投票所の増設に係る人件費として約200千円を見込んでいます。